

1 政令指定都市移行に伴う条例制定等について  
（（仮称）相模原市児童相談所設置条例 等）

（説明者：保健福祉施設設置準備課長、保健予防課担当課長）

（1）主な意見等

6 児童の一時保護に関する事務の委託の協議について

- 委託の期間は、どのように考えているのか。  
→ 今後、県と調整し、設定していきたい。

（2）結 果

原案を決裁処理とする。

2 政令指定都市移行に伴う条例制定等について  
（（仮称）相模原市立診療所条例）

（説明者：地域医療課長）

（1）主な意見等

- 公費負担以外の予防接種に係る使用料（利用料金）は。  
→ 条例上、自由診療の規定において、利用料金制にかかる上限額を設定。  
具体的には、技術料や薬剤単価等から使用料（利用料金）の上限額を積算し、当該上限額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。

（2）結 果

- 原案を決裁処理とする。

3 政令指定都市移行に伴う条例制定等について  
（（仮称）相模原市障害者施策推進協議会条例）

（説明者：障害福祉課長）

（1）主な意見等

- 障害者施策推進協議会、社会福祉審議会、精神保健福祉審議会の役割は解りにくい法律でこのようになっているのか。  
→ そのとおり。各市とも役割の整理に苦労していると聞いている。

- 3つのどれが上位ということはあるのか。
  - どれということはないが、 障害者基本法で障害者全般に関する施策的なことは障害者施策推進協議会で扱うことを規定しているので、そのように進めていきたい。

- 障害者施策推進協議会の名称は法律で決まっているのか。
  - 障害者基本法で地方障害者施策推進協議会と規定している。

## (2) 結 果

- 原案を決裁処理とする。

## 4 政令指定都市移行に伴う条例制定等について ((仮称)相模原市障害者扶養共済制度条例))

(説明者：障害福祉課長)

### (1) 主な意見等

- 加入者が少ないようであるが、PRはしているのか。
  - 制度紹介冊子「福祉のしおり」には、これまでも掲載している。
- 将来にわたりこの制度を安定的に維持していくためには、市の財政負担が増えることになる。

### (2) 結 果

- 原案を決裁処理とする。

以 上